

## 日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

## 第五部 労働・社会政策

## III 社会保障政策

## 5 社会保障財政

ここでは、八七年度厚生省予算の概要と八八年度厚生省予算の概算要求をみたのち、社会保障と税制の関係につき若干検討する。

## 八七年度厚生省予算の概要と特徴

八七年度予算は、八六年一二月三〇日に閣議決定され、八七年一月二六日に国会に提出された。全般的にきびしい財政状況のなかで、厚生省の予算額は一〇兆二六五億円で対前年度二五四四億円の増、二・六%の伸び率となり、はじめて一〇兆円の大台にのることとなった。厚生省予算の一般会計に占める割合は、一八・五%であり、また一般歳出に占める割合は、三〇・八%となっている。政策担当者によれば、「近い将来の長寿社会の到来に備え、生涯を通じ健やかで充実した生活を過ごせる豊かな社会を築くために真に必要な施策について重点的かつきめ細かい配慮をした」予算とのことである。

いくつかの特徴をあげれば、次のとおりである。

(1) 老人保健対策——八七年度から第二次五カ年計画がスタートする。壮年期からの健康づくりを強化し、新たに肺ガン・乳ガンの検診も行う。

(2) 対ガン一〇カ年総合戦略——八四年にスタート以降とくに成果の出ているガン遺伝子の究明に予算を傾注する。

(3) 長寿社会対策——高齢者に必要と思われる情報を幅広く集め、電話での相談や情報サービスを提供する「シルバー——〇番」事業、寝たきり老人にたいして入浴サービスなどを行う「デイサービス」事業、老化メカニズムの研究に取り組む「シルバー・サイエンス」研究費等を代表例としてあげることができる。

(4) 健康科学関連産業への出・融資制度——抗ガン剤など画期的な新薬や先端的医療技術の研究開発を積極的に支援するため、産業投資特別会計から出・融資を受ける。

(5) 健康づくり対策——地域や職場での健康診査や保健指導体制の整備のため、「地域における健康づくり」および「職域における健康づくり」推進のための事業費を計上している。

(6) エイズ対策——厚生省は、エイズ感染者の判定や検査の方法、治療薬の開発などを一体化し総合的な取り組みをするために、すでに「エイズ対策専門家会議」を発足させていたが、患者の早期発見、二次発生の防止をはかるための検査体制の整備、治療方法を解明する調査研究費を計上した。

## 八八年度予算の概算要求

厚生省の八八年度予算の概算要求は、一〇兆四六六八億円で、前年度に比べ四四〇二億円増(四・四%)となっている。

概算要求の主要事項としては、保険・医療・福祉を総合的に進めるための、(1)訪問看護等在宅ケア総合推進事業(訪問看護モデル事業、在宅ケア総合モデル事業など)、(2)家庭医機能普及定着事業、(3)在宅寝たきり老人歯科保健推進事業、(4)脳卒中リハビリテーションマニュアル作成費、老人医療ガイドライン作成費などがあげられている。

## 社会保障にかかわる八七年度の税制改正

今期において最もホットな話題となった「売上税」法案は結局廃案となったが、これと関連して実現することとなった政策税制がいくつかある(以下は『厚生』八七年三月号による)。

(1) 年金税制——従来給与所得とみなされ、給与所得控除の適用を受けるとともに、租税特別措置として老年者年金特別控除(六五歳以上、七八万円)が認められる等、相当複雑なものとなっていた公的年金課税の仕組みが簡素化され、雑所得として位置づけ、給与所得控除の適用と老年者年金特別控除を廃止するとともに、新たに公的年金等控除を設ける等の改正が行われた。この結果、たとえば六五歳以上の夫婦の場合、課税最低限は二二九万六〇〇〇円から二五六万六〇〇〇円へと大幅に引き上げられることとなった(八八年一月から)。

(2) 福祉税制——マル優等の非課税貯蓄制度は八八年四月一日から一般には廃止され、一律分離課税(税率二〇%)が行われたが、老人、障害者、母子および寡婦については、年金証書等一定の公的書類により対象者であることが確認できることを要件に、少額貯蓄非課税制度および郵便貯金非課税制度(いずれも限度額三〇〇万円)が存続されることになった。また老年者控除が、所得税で二五万円から五〇万円に、住民税で二四万円から四八万円へと大幅に引き上げられた。

(3) 医療費控除——老人保健施設における療養に係る自己負担経費(利用料)および寝たきり老人の医療用おむつに係る費用が、今回新たに医療費控除の対象として認められることとなった。なお、医療費控除のいわゆる足切り限度額は、五万円から一〇万円に引き上げられた。

(4) 老人保健施設税制——社会福祉事業として老人保健施設事業を行う場合や、医療法人が老人保健施設を経営する場合等についても、現在社会福祉事業、病院、医療法人等にそれぞれ認められている税制上の優遇措置の適用が認められることになった。

(5) 国民健康保険——課税限度額が三七万円から三九万円に引き上げられ、低所得者層の負担が軽減されることとなった。

(ただし、以上の記述は、原則として、八七年三月時点でのものであり、その変更がありうることに留意されたい)

【参考資料】(1)『昭和六一年版厚生白書』、(2)『昭和六二年版厚生白書』、(3)『厚生』、(4)『健康保険』、(5)『月刊福祉』、(6)『週刊社会福祉』、(7)『総合社会保険』

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

